

補助金等事業概要

| | |
|----------------------|---|
| 補助事業名 | 佐渡市妊産婦及び乳幼児健康診査実施 |
| 補助の区分 | 事業補助(奨励補助) |
| 補助の概要 | 母子健康法の規定に基づき、妊婦及び乳幼児の健康診査を実施することにより、妊婦及び乳幼児の健康保持及び増進並びに以上の早期発見及び早期治療を図り、もって地域の母子保健衛生を向上させることを目的とする。 |
| 補助事業者 | 委託医療機関以外で受診した者又は交付された受診票を使用せずに委託機関で受診し、直接費用を負担した者 |
| 補助対象経費 | 妊婦・乳幼児健康診査に要する費用 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| ※類似補助金の統合メニュー化 | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額(定額、上限、下限等) | 検診実費又は県の契約単価を比較していずれか低い方の額 |
| ※少額補助金は廃止 | ○少額(5万円以下)補助金の理由 妊婦・乳幼児健診における実費補助 |
| 補助率等 | 検診の実費(上限有) |
| ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合) | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 法定の検診であり、母子の健康管理の観点から積極的な受診が望まれるため、県の契約単価に準じた補助としている |
| 数値目標等 | B 数値化困難 |
| ※数値目標の設定検証 | やむを得ず県外の医療機関において妊婦検診又は乳幼児健診を受ける場合の補助であるため数値化はできない。 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業者向けの補助金ではないため、事業内容や、数値目標の設定はない。 |
| 補助制度開始 | 平成20年6月30日 |
| 見直し時期 | 平成32年9月30日 |
| 補助終期 | 平成33年3月31日 |
| ※サンセット方式の徹底 | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法(手段) 里帰り等必要時に案内 |
| 事業担当 (担当部署) | 市民生活課 |
| (電話番号) | 0259-63-5112 |